

特定非営利活動法人大阪府砂防ボランティア協会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人大阪府砂防ボランティア協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府大阪市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、頻発する土砂災害から大阪府民の生命・財産を守るため、土砂災害防止に係わる活動を行い、安全な地域づくりに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法第2条別表のうち

- (1) まちづくりの推進を図る活動
 - (2) 環境の保全を図る活動
 - (3) 災害救援活動
 - (4) 地域安全活動
- を行う。

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る次の事業を行う。

- ① 土砂災害防止のため、府内の土砂災害危険箇所の点検調査を行い、府、市町村、地域住民に報告、助言を行う。
- ② 土砂災害防止のための防災知識の啓発普及活動
- ③ 土砂災害防止技術の啓発普及のための、セミナー、シンポジウム、講習会等の開催
- ④ その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

(1) 正会員

この法人の目的に賛同し、この法人の行う事業に積極的に参加する意思を持って入会した個人または団体

(2) 賛助会員

この法人の事業を賛助するために入会した個人または団体

(入会)

第7条 本会に正会員又は賛助会員として入会しようとするものは、入会申込書を理事

長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

- 2 理事会は、正当な理由がない限り入会を認めるものとするが、入会を認めない場合は、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、次の各号に掲げる会費を納入しなければならない。ただし、入会金は0円とする。

(1) 正会員

年会費 4, 0 0 0 円

(2) 賛助会員

年会費 個人 2, 0 0 0 円

年会費 団体 3 0, 0 0 0 円

(退会)

第9条 会員は、退会届を理事長に提出し、任意に退会することができる。

- 2 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなす。

(1) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(2) 年会費を6ヶ月以上滞納したとき。

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、理事会の議決により、これを除名することができる。ただし、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 会員が納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、その理由を問わず、これを返還しない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上 10人以内

(2) 監事 2人以内

2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

3 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

4 理事長及び副理事長は、理事の互選により定める。

5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第13条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によりその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

- 第14条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
 - 3 役員は、任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

- 第15条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第16条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。ただし、理事会において、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第17条 役員は 無報酬とする。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 役員の費用の支弁に関して必要な事項は、理事会の議決を経て細則で定める。

第4章 総 会

(種別)

- 第18条 この法人の総会は、通常総会と臨時総会とする。

(構成)

- 第19条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第20条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (2) 事業報告及び活動決算
- (3) 役員の選任又は解任
- (4) 入会金、会費の額の変更
- (5) 定款の変更
- (6) 解散又は合併
- (7) その他運営に関する重要事項
- (8) 前各号のほか、理事会より付議された事項

(開催)

第21条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。
- (3) 監事が第13条第4項第4号の規定により招集したとき。

(招集)

第22条 総会は理事長が招集する。ただし、前条第2項第3号の規定による場合は、監事が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を開かなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第23条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第24条 総会は、正会員総数の三分の一以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第25条 総会における決議事項は、第22条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 総会の議決事項は、この定款で定めるもののほか、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

(書面表決等)

第26条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。
- 3 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わる

ことができない。

(議事録)

第27条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員の現在数
 - (3) 出席した正会員の数（書面表決者及び表決委任者については、その旨を明記すること。）
 - (4) 審議事項および議決事項
 - (5) 議事の経過の概要及びその結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、その会議において出席した正会員の中から選任された議事録署名人2名以上が議長とともに署名、押印しなければならない。

第5章 理 事 会

(構成)

第28条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第29条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第30条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上の理事から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。
- (3) 第13条第4項第5号の規定により、監事からの招集の請求があったとき。

(招集)

第31条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面等をもって、少なくとも3日前までに通知しなければならない。

(議長)

第32条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決等)

第33条 この法人の業務は、理事の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところとする。

（表決権等）

第34条 各理事の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

第6章 資産、会計及び事業計画

（資産）

第35条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

（資産の管理）

第36条 この法人の資産の管理は、理事会の定めるところによる。

（経費の支弁）

第37条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

（特別会計）

第38条 この法人は、一般会計と区分して、特別会計を設けることができる。

（事業計画および予算）

第39条 この法人の事業計画および予算は、理事長が作成し、総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

（予備費の設定及び使用）

第40条 前条に規定する予算には、予算超過又は予算外の支出に充てるため、予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

（予算の補正等）

第41条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の科目間の流用、補正予算の編成を行うことができる。

（暫定予算）

第42条 第39条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告書及び決算)

第43条 理事長は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書を作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(長期借入金)

第44条 この法人が資産の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第45条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7章 運 営 組 織

(委員会および部会等)

第46条 この法人は、事業の円滑な運営を図るため、理事会の議決を経て、委員会及び部会等の運営組織を置くことができる。

2 委員会及び部会等の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の議決を経て定める。

(事務局)

第47条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には事務局長その他の職員を置く。

3 事務局の組織及び運営に関する事項は、理事会の議決を経て別に定める。

(書類及び帳簿の備置き)

第48条 主たる事務所には、特定非営利活動促進法第28条に規定される書類のほか、次に掲げる書類を常に備えておかなければならない。

(1) 会員名簿及び会員の異動に関する書類

(2) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この定款の変更は、総会において正会員総数の2分の1以上が出席し、その出席者の4分の3以上の議決を経なければならない。

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 総会の決議により解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の議決を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、特定非営利活動促進法第11条第3項に掲げる者の内、解散の総会で定める者に譲渡する。

第9章 雑 則

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は自らのホームページにより行う。

(顧問)

第53条 この法人には、顧問をおくことができる。

2 顧問は理事会の推薦により、理事長が委嘱する。

3 顧問は重要な事項について、理事長の諮問に応じ、意見を述べることができる。

(委任)

第54条 この定款の施行について必要な事項は、定款で定めるほか、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立時の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものとする。
ただし、この法人成立の日以前に、大阪府砂防ボランティア協会の会員であった者については、入会金を免除する。
また、設立初年度については入会金及び年会費は免除する。

(1) 正会員

入会金 10,000円

年会費 4,000円

ただし、年会費以上の額を臨時会費として納入した者については、年会費は免除する。

ここで臨時会費とは、大阪府から受託した事業に従事した正会員が得る手当ての6割以上を本法人に納入する会費を示す。

(2) 賛助会員

年会費 個人 2,000円

年会費 団体 30,000円

- 3 この法人の設立当初の役員は第12条第3項及び第4項の規定にかかわらず、

次に掲げるとおりとし、その任期は第14条第1項の規定にかかわらず平成16年6月末日までとする。

- | | |
|----------|-------|
| (1) 理事長 | 松村 治 |
| (2) 副理事長 | 安藤 雅成 |
| (3) 副理事長 | 岡本 冠一 |
| (4) 理事 | 大山 剛毅 |
| (5) 理事 | 沖田 誠一 |
| (6) 理事 | 田才 泰通 |
| (7) 理事 | 野口 司郎 |
| (8) 理事 | 藤井 孝雄 |
| (9) 監事 | 佐藤 守 |
| (10) 監事 | 高木 武康 |

4 この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第39条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立初年度の事業年度は、第45条の規定にかかわらず、成立の日から平成15年3月31日までとする。

6 定款の変更日及び変更内容

平成17年5月18日 第2条変更（主たる事務所の住所異動に伴い変更）

平成25年1月11日 第4条、第13条、第20条、第43条、第50条
（NPO法改正に伴う変更）

平成30年5月29日 第52条（NPO法改正に伴う変更）

令和 年 月 日 第8条、第20条（入会金及び会費の額の変更）